

一般質問



5名の議員から一般質問があり、町長及び教育長の考えを問いました。

町長公約について

奥村 喜美男 議員



質問

町長は四年前の町長選挙で夢のある公約を掲げ、多くの町民の支持を得て大同合併して誕生させた新たな町の初代町長に就任されました。

早速、厳しい財政状況にあることから「財政非常事態宣言」を発し、職員給与削減等により財政の健全化に努められたことは、危機感の共有が図られたものと一定の評価をします。しかし、国の三位一体改革により地方交付税の削減、公共事業の減少等が進み町財政、町経済に大きな影響が出ているところです。

町長は公約で地域バランスのとれた町づくりを主眼に置

き、特に医療、福祉、介護の整った安心して暮らせるまち、農林水産業が栄え商工・建設業が元気な勢いのあるまちをスローガンに町政を担い一期目が終わろうとしているが、掲げた公約が実行されたと思っているか、それとも実行、実現に向けて道半ばなのか率直に伺いたい。

課題解決の成果は見えるが道半ばと思う

答弁 町長

課題は三つありました。行政サービスの向上、産業振興、そして財政の健全化です。医療・福祉・介護・子育て支援などの充実を始め、道路、上下水道、学校、公営住宅、最終処分地などの社会資本の整備、農漁業の基盤整備、担い手対策等々積極的に施策を打ってきました。平成17年度



高橋町長2期目への出馬を表明

してきましたが、「地域バランスのとれたまちづくり」「財政の健全化」ともに短期間で結果の出る課題ではありません。成果は少しずつ見えてきているものの、実現にはまだ至っておらず、道半ばということになると思います。

再質問

町長は道半ばということですが、私は新人町長として政治力は未知数だが、無難に誠実にやっている、頑張っていると思っっています。

末の起債残高212億1338万円は、21年度末で179億円となる予定です。先日の新聞によりますと、自治体健全化法による20年度決算において、破綻一步手前の早期健全化団体となる道内の自治体は、10市町村と報道されていますが、当町は当面この危機を脱したものと考えています。今回提案した21年度予算案は、一期四年のまとめとして三つの課題に熟慮し編成したものです。

私は、それぞれ適切に対応

国も百年に一度と言われる世界的な経済不況の中で景気対策、雇用対策を次々と打ち出し、国民生活の安心・安全確保を図ろうとしています。我町もこれらを踏まえ、緊急雇用対策や旧町の課題や計画事業の解決、前倒しに取り組みますが、当町の基幹産業である農漁業をはじめ商業、建設業が大変な経済状況にあり、もう続けられませんが、限界ですと悲痛な声も聞きます。働く場所がなく、雇用不安も起きています。未曾有の不況で

限られた財政とはいえ町長は、この厳しい現実を町政にどう反映させるのか。強いリーダーシップが求められている。骨格予算でなく本格予算を組まれた町長として、二期目に向けて並々ならぬ意欲がおありであれば、ここで早々に出馬表明されて町民の信頼、期待に答えるべきと思いますが、決意をお伺いしたい。

引き続き町政を担当させていただきます

再答弁 町長

まちを取り巻く状況は、4年前に比べ大きな変化をしました。原油高騰による産業資材の値上がり、金融危機を受けた急激な景気後退、これらの影響については議員と同じ認識を持っています。

また、10年後の平成30年の当町の人口は7762人、高齢化率44・4%、生産人口の減少という推計もあります。この状況に耐え得るまじづくりを進めなければなりません。景気・雇用対策、産業振興、

財政の健全化を含む10年後を見据えたまちづくり、このようなことを次の4年に新町のあるべき姿を考え、引き続き担当させていただきたいと考えています。

高齢者保健福祉計画は

質問

先にせたな町医療対策審議会は、医療や介護が必要な状態になっても安心して暮らせる地域づくりを目指しての「地域ケア構想」を精力的にまとめられました。その構想策定に当たって10年後の高齢化率44・4%と推計して、75歳以上の単身世帯や夫婦のみ世帯が増加することから在宅サービスの充実、介護老人福祉施設などの確保が課題であるとされています。これらの構想とあわせ、国が介護型病床を2011年度末に廃止することを決めていることを踏まえ、町として早急に特別養護老人ホームやケアハウス、小規模多機能型施設の誘致、増設、新設を検討すべきと思う

が町長はどのように考えているか。

また、今年度から3年間の高齢者保健福祉計画を策定中と聞き及んでいるが、その中に善意の寄附のあった檜崎病院跡地の活用についての計画があるのかお伺いしたい。

介護老人福祉施設の整備が不可欠

答弁 町長

昨年9月に実施した福祉・介護に関するアンケート調査の結果では、訪問介護や訪問看護など在宅サービスの充実、グループホームや老人ホームなど居住の場の充実を望む方が、多い結果となっています。本町も急速な高齢化の進行や介護を担う若年人口の減少から、在宅サービスの充実、ただでは、将来的に安心して生活していくことは、難しいと思います。

さまざまな理由から在宅での生活が困難な高齢者の受け皿として、介護老人福祉施設の整備が不可欠との考えから、



地域ケア構想などの計画書

地域ケア構想の中で重点施策の一つに盛り込んでおり、現在策定中のせたな町高齢者保健福祉計画、第四期介護保険事業計画でも重点的に取り組むことにしています。具体的には、町内民間業者が認知症高齢者グループホームユニットの追加整備計画を、また、小規模多機能型施設についても、将来構想として開設を検討中と伺っており、民間活力を生かす観点から、これらの推移を見守りたいと考えています。

また、特別養護老人ホームの入所待機者が多数いることと、寄贈者の檜崎さんの意向を踏まえ、高齢者保健福祉計画、第四期介護保険事業計画にある、小規模特別養護老人ホームとして整備する考えです。

再質問

過日、道内の合併市町村の研究調査が発表されましたが、その中で保健、医療、福祉に限ってはサービスの低下を招き、一部職員の士気の低下も目立つとまとめられている。特に「地理的な不便さから、もともとあったサービスの回数が減らされ、柔軟性が低下した所が多い。」とこの部分については、合併のマイナス面を指摘しています。当町も少子高齢化が進み、調査基準に相違があるものの、限界集落が多い地域です。

このような地域にあって、生まれ育った住み慣れた土地で余生を送りたい、愛するふるさとを離れたくないと思っている人々が多く、長い年月

町有林の管理と活用、そして雇用対策は

小平 久 議員

地域の振興、発展に尽くされた先達である高齢者や様々な事情、病気により弱い立場にある町民に対し、きめ細かな政策により、この先も安心して暮らせる福祉の町づくりが喫緊の課題であると考えるが、町長の福祉政策を伺いたい。

第四期計画で問題点の改善方を示す

再答弁 町長

第三期介護保険事業計画の中では色々な問題点が出てきました。職員体制の充実を含め、様々な問題点を今回の計画で改善したいと思っています。

現在の要支援から要介護5までの人数は577人で、これに対し第四期の計画を実施すると、405床の収容施設が整備され、医療・福祉・介護は随分充実されるとの考えから、高齢者の割合は増えますが、こうしたことを見越して対応したいと考えています。



質問

緊急雇用創出事業のなかで町有林育成環境事業として、

21年度から23年度にかけて828万9千円が予定されていますが、町有林面積は2510畝あり、管理と活用を考えたの点を伺います。

【質問①】

伐採適齢期に達している樹種と面積は？

答弁 町長

カラマツ21畝、トドマツ23畝、スギ42畝の計86畝が、伐採適齢に達しています。

【質問②】

生産販売があつての町有財

産、過去3年間の販売実績は？

【答弁 町長】

平成20年度初めて売払い事業を実施して、複層林事業により面積4・29畝、トドマツ786㎡の販売実績で、430万5千円です。

【質問③】

除間伐が必要な樹種と面積は？

【答弁 町長】

森林の間伐実施の促進に関する特別措置法に基づき、町の特定期間伐等促進計画があります。京都議定書の約束期間における森林吸収量の目標を達成するため、平成20年度から5カ年計画で特定期間伐材の取組みとして、針葉樹、広葉樹合わせた145畝の実施確保に努めます。

【質問④】

枝打ち、つる切りなどの必

要な面積は？

【答弁 町長】

枝打ちは、節のない木材を生産するため、育成過程において下枝を計画的に切り落とすことから、15年から30年生の樹木で、打ち上げ高さ6mで施業経歴のない面積を拾い上げると、今後約200畝の枝打ちが必要と思います。つる切りは、通常除間伐や枝うち時、林内整備の一環として同時に施工しています。

【質問⑤】

下草刈りが必要な面積は？

【答弁 町長】

下草刈は、植栽した苗木の育成を妨げる雑草や笹などを刈り払う作業ですが、植栽木が笹などの背丈を越える植栽後7・8年程度を目安にしており、例年20畝程度を実施しています。

【質問⑥】

雇用対策のため、季節的に拡大して長期計画の下に、町有林の管理をして質の良い木を育てる機会とすべきと考えるが？

【答弁 町長】



森林は、地球温暖化防止や水源の涵養、災害の発生防止、自然環境の保全など多くの公益性を有しており、かけがえない財産です。この公益的機能を維持させる観点から、計画的な伐採と植栽を実施し、売払い収入を財源とした循環型の森林整備を継続して取組みます。このことから補助事業を活用し、関係機関と連携を図り、森林整備計画法に基づいた町有林の適正管理に努めます。

また、国の緊急雇用創出事

業の当町への配分予定額は、21年度497万3千円、22・23年度165万8千円であり、これに必要な額を上乘せし、雇用対策と森林保全の効果的な事業推進に努めます。

再質問①

伐採適齢期になるトドマツやスギが相当多くなっています。植林とあわせた管理が必要でないか。

再答弁 町長

伐期齢に達していても十分な管理のため、その価値として見込めない森林もありまます。これは、旧町・新町とも財政状況の悪化が要因です。まことに残念だと感じており、これらを回避、改善し適正な価値のある良質材を生産するための管理を徹底したいと思えます。

再質問②

今後、販売の仕方を考えなければならぬ。町有財産としての価値、その位置づけが必要でないか。

再答弁 町長

伐期齢に達している面積があるので、現場の状況を見ながら、年次計画により、来年も7畝のスギを複層林事業で実施します。

再質問③

除間伐の必要な10年から35年位の面積が相当ある。良質材を作る作業が大切でないか。

再答弁 町長

良質材の生産には、枝打ち、つる切りが必要な作業です。19年度までは町有林管理の予算は抑えられ、十分な管理が行われてこなかったため、20年度から大幅に増やし、大きな面積の管理作業に当たっており、今年度も20年度以上の面積をこなす予算を組んでおり、懸命に町有林の管理そして山を守りたいと思えます。

再質問④

不況が長引くと思われる季節的雇用で、長期間の雇用対策が必要、そして町有林の販売関係の確立をすることが求められている。天然林も1200畝あり、自然環境の保全のためにも森づくり、里山づくりに季節雇用対策が有効でないか。

ないか。

再答弁 町長

雇用対策という面にも気を配り、あわせて環境問題にも十分意を配しながら、町有林管理を進めたいと思えます。

「広報せたな」に町内会紹介コーナーを

質問

合併後4年になりましたが、

財政難と過疎の進行、基幹産業の農業と漁業の不振など明るい話題のない中、各区の歴史や文化が消えていくことに、先行き不安の声を聞きます。

高齢化が進む中で、地域間の交流も少なくなっています。が、まちづくりの原点は町内会であり、それぞれの生活、文化、スポーツなど町内会活動が長い間受け継がれてきました。

町内会活動の実態を広報で紹介することが、地域間の理解と活力につながるものと考

えます。『広報せたな』に町内会紹介コーナーを設けていただきたい。



大成区「わっためがして運動会」

トピックスなど特集コーナーに掲載する

答弁 町長

町内会などの活動予定など、積極的に情報収集に取り組みとともに、事前に声をかけていただければ、広報スタッフが取材をさせていただきます。一層地域バランスに配慮しながら今後も「トピックス」及び「広報見聞録」で掲載し、よりよい紙面づくりに努めたいと考えていますので、情報提

供など温かいご協力をお願いします。

再質問

担当課とすれば広報を発行する中で、町内会の事業をどの程度把握しているか、わからない面が多いのではないかと積極的に町内会に出かけて情報を収集することが必要と思います。その中から発信できるものがあるのではないかと。

3区の編集委員が情報を収集している

再答弁 町長

大成・北檜山・瀬棚区の町内会の数は、67町内会あります。公平に全町内会を順番に掲載するには、かなりの年数がかかりそうです。果たしてこれがいいのか。町内会活動ばかりではありませんが、タイムリーに必要なことを広報等で情報を提供することが求められるのではないかと考えます。編集委員はそれぞれ3区にいますので、積極的に町内会等の情報を収集しながら、記

事にさせていただけると思い
ます。紙面も当然限りがあり
ますから、町内会紹介コー

ナーを特に設けなくても、町
民に対する情報の提供は、可
能と思います。

町の景気・雇用対策は

江上 恭 司 議員



質問

国の08年度2次補正予算、
09年度の予算に多くの景気対
策が計上されており、2次補
正予算では、当町に約3億9
000万円が交付予定であり、
その事業のほとんどがすでに
計画されているもの、又財政
が厳しいために懸案事項であ
る事業で占められています。
国が生活防衛・景気対策のた
めに予算を支出する観点から
見ると、大きなずれがあるよ
うに私は考えます。
21年度の予算で地方交付税

21年度予算で計画されている
事業は、10事業で1億163
0万4千円になっています。

72事業の基本的な考え方と
して、地方再生戦略、生活対
策のメニューに沿った事業を
最優先にしたものです。

地域雇用創出推進費の国の
考え方は、雇用情勢や経済あ
るいは財政状況の厳しい地域
に重点をおいて配分され、当
町には1億4800万円程度
が交付されます。

町の予算の60%以上を占め
る交付税が前年度より690
0万円の減と見込み、加えて、
町税も4400万円の落ち込
みが予想されます。

交付税の別枠扱い部分も交
付税であり、21年度全会計予
算に係る全般の施策の財源と
して予算の編成をしました。

総合計画23事業21年度 事業で10事業

答弁 町長

交付対象事業の72事業の中
で、総合計画では23事業、予
算額1億9943万8千円、

しかしながら、景気雇用対
策については、状況を見極め
ながら迅速かつ切れ目のない
対策を図ります。また、町内
の消費の刺激策として商工会、
JAが行うプレミアム付きの
商品券発行事業に対し助成し、
景気対策を図ります。



再質問

72事業のうち23事業が総合
計画、20年度基金の10事業は
当然財源を考えて行われる事
業であり、この交付金が突如
交付されたもので、そこに振
り分けて行くことは最初から
計画が無理だったと私は思い
ます。

実施している事業を進める
上で、最終的に2億円足りな
いことは町民の問題ではあり
ません。町民の暮らしと生活
を守るのは行政の仕事です。

今、本当に困っている所に更
にお金を使うべきと考えます。
富良野市では住宅リフォーム
に20万円の予算を組み、また、
比布町では火災報知機の購入
に6千円の補助をします。
合併してから4年になりま
すが、いまだ町の将来の見通
しが出ていなく、今こそ町民
の意見・職員のアイデアなど
知恵を絞り、町民に喜ばれる
ようなお金の使い方をすべき
と考えますが、再度、町長の
答弁を求めます。

事業の優先順位を 考え予算を編成した

答弁 町長

町の総合計画には、今後必
要な事業を登載しており、財
源のあるときには前倒しして
も総合計画に沿った事業をこ
なしていくと思っています。

今、何が必要か、困ってい
るところに使うということをし
認識、意識しながら今回の事
業を選択しました。

21年度計画についても、今
般の財政事情により、地方税

が大幅に落ち込んだ状況を受け、国の生活・雇用対策の財源を有効に21年度に使うことは町民のためと考えます。

町の財政基盤がしっかりとしなければ、住民サービスに対応できないこともあります。町の財政を度外視しての事業に予算を付けることは、現状無理と考えています。

優先順位を考え、町民のための事業ということに意を配して、予算を編成しました。

第四期介護保険の取り組みは

質問

今年の4月から第四期介護保険事業が始まります。今回の改正は介護認定者、介護施設、老健などいろいろな施設に大きな影響がでるような変更がたくさんあります。

町の第三期介護保険事業計画が3月で終了しますが、この計画の進捗状況、達成率はどのようになっているのか伺います。

そして4月から第四期介護



受けられない、また負担増に繋がる人が出てくる可能性もあり、その対策が必要と思いますが、町長の考えを伺います。

新基準の検証結果や要介護認定者の推移で判断

答弁 町長

第三期介護保険事業計画の達成率については、何%とは申し上げられませんが、サービス全体の利用見込みは、計画数値を下回ると思われます。その主な要因は、施設サービスで見込んだ老健施設が整備に至らなかったためです。

一方、計画数値を上回る見込みとしては、地域密着型サービスで2つのグループホームが開設されたことにあります。第四期介護保険事業計画の策定に当たり、介護報酬改定を見込んだ総給付費による算定など、5点を考慮した計画になっています。

認定調査は、判断基準を明確化して、基本調査で判断しきれない情報を特記事項として記載するなど状況を適正に把握することになりました。要介護の認定は、半年または1年ごとの審査を行っており、対象者の認定度合いで変わります。

厚労省は、新基準での判定結果を半年から1年かけて検証することになっており、その検証結果や当町の要介護認定者の推移を見極めたうえで、対応したいと考えます。

再質問

厚労省の結果を見極めながら、対応したいとのことですが、どういう対応を考えているのか伺います。

実際に施設でやってみますと、ほとんどの所で軽くなり、施設自体の収入が減っています。

北檜山と大成の特老の園長さんとの話し合いでは、看護師の基準変更など、軽度に判定されれば施設収入が減ってくと心配していました。また、介護認定者のデイサービスでサービスを受けている認定者で、介護度1の人が要支

援に変わり、負担増となりサービス低下に繋がります。実際に国の言っていることと現場では、大きな違いが出てきます。

厚労省に対してきちんと要請していくことは当然のことであり、サービス低下が起きた場合、町で今までのサービスを受けられる対策が必要であると考えますが、再度、町長の考えを伺います。

利用者への助成は考えていない

再答弁 町長

要介護認定の仕組みの変更は、認定調査員の解釈にばらつきが生じているので、客観的な判断をする基準になりました。

当然、介護度によってサービス・負担が変わることになります。介護認定に当り必要なサービスが受けられないなど、新しい認定基準が実態に合わない事案が発生したときは、厚労省に対して改善の要望など必要な対応をします。

デイサービス施設などには、補助しており、利用者への助成は、今のところ考えていません。さまざまなサービス、あるいは施設などサービス基盤の整備は、充実しましたので、理解をいただけると思っています。

基本的考えとして進めます。今後の取り組みについて三点質問します。

定住自立圏構想に どう取り組むのか

質問

定住自立圏構想は、これからのまちづくりの上で大変重要な問題になってきます。

合併新法が来年の3月で終わり、国としては今後、合併推進はしないと聞いています。国から昨年の暮れ、突如この構想が出て、地方分権を含めたまちづくりの方向性が示されました。

この構想は道州制、基礎自治体の実態の受け皿づくりになっており、5万人以上の都市を中心に周辺自治体と契約を結び、行政と民間が財政を集中的に必要なところに投資して、機能を整備することを

函館市と調整を行うことになっていきます。

【質問①】

現時点での檜山町村会の考え方。

【答弁 町長】

経済財政改革の基本方針2008において、中心市と周辺市町村が協定により役割を分担する定住自立圏構想の実現に向けて、政府を挙げて推進する方針が示されました。

現在、檜山管内が抱える大きな行政課題は医師不足、救急医療体制、消防無線デジタル化などがあり、課題解決のために道南圏域での連携による定住自立圏構想に積極的に取り組む必要があると考えています。

【質問②】

今後のスケジュールについて。

【答弁 町長】

檜山町村会としては、協議されていませんが、4月から研修会の実施や各町の担当課長等による検討会の開催や取り組み内容の洗い出しなど、

広域行政をどうあるべきと

【質問③】

考えているのか。

【答弁 町長】

社会経済構造の変化、市町村合併の進展などに伴い、広域行政圏の状況は大きく異なる模様を呈しており、広域行政圏施策は役割を終えたものと考え廃止する通知もあり、現在の枠組みを維持するか構成町と十分に協議を重ねたいと考えています。

再質問

せたな町は合併して4年経っていますが、これからのまちづくりを考えるなら、やはり広域行政は必要と思いますが、町長はどう考えているか、

また、国会では7月に答申が出ており、21年度3月の委員会設置の問題も含めて、町民や議会が判断できるような情報を的確に、提供して欲しいと思います。

行政効果が十分発揮 されることが大事

答弁 町長

せたな町は3町合併しましたけれど、人口1万人という規模でありますので、単独で全ての行政課題に対応できる規模で

ありません。

私の考えは、地域住民に対する行政効果が十分に発揮されるという前提が大事です。このことと、管内各町との連携も十分

図りながら、対応したいと思っています。この後、さまざまな議論があると思いますが、そうした意見や資料等につきましては、議員に提供し、相談してまいりたいと考えています。



旧大成高校施設の利活用は

大野 一男 議員



質問

旧大成高校は平成6年に建設され、鉄筋コンクリート造3階建てです。延床面積2218・53㎡、敷地面積7247・8㎡を有し、総工事費は約6億1998万円で、起債の償還は、平成31年に完済するとされています。

本施設はまだ築15年であり、比較的新しい建物で、立地場所が大成区の中心地に位置し隣接する農漁村総合センターとは渡り廊下で連結しています。周辺には、小・中学校、診療所、図書館、保育所などの公共施設もあります。住民からは、有効活用について、さまざまな意見が出さ

れているところです。そして、一日も早い利活用にも高い関心が寄せられています。

町としても、閉校後の有効活用については、既に懸案事項として念頭に置かれていることと思います。本格的な施設運用に向けて今後どのような対応していくのか、教育長の所見をお伺いします。

今年度に協議の場を持ちたい

答弁 教育長

大成高校は、平成19年度に閉校したところですが、施設の活用については、平成19年8月と平成20年1月に、大成区の議員、町内会、PTA、商工会、子ども会等の関係者によって利活用について協議を進めてまいりました。その時点では、多目的複合施設や教育文化施設、地域住民の学

習施設等への転用が話題になっていました。

しかし、国が認可する施設以外への転用は、起債の繰上げ償還をしなければならぬため、現在、仮称ですが、生涯学習センターとして位置づけ、今日に至っています。

施設転用について、大成区で考えると、生活館、町民センターなど類似施設がありま

すので、このような施設への転用をしても、利用の増加は見込まれないと考えます。また、教育委員会の終了後の情報交換の場で、学校施設への転用も選択肢の一つとの意見もございましたので、できれば今年度において協議の場を持ちたいと考えています。

再質問

教育委員会の方向性の一つとして、学校施設への転用も視野に入れながら、21年度で整理をし、町民との懇談の場を設けながら方向性を出したいと、このように受け止めました。久遠小学校の耐震診断業務の経費が補正予算で計上

され、さらには水道施設の修繕がありました。この辺を考えると、必然的にどのような施設転用を図ることが総合的に効率的なのか、判断材料の一つになると考えます。

懇談会において、診療所への転用も議論された」と記憶しています。そうなりますと、総合的に公設施設の整備をどのように進めるのか、この部分の教育長の答弁は制約があると思

いますが、診療所、あるいは消防支署、その他の公設施設の整備をトータルで位置付け、しっかりとした答申を出していただきたい。

久遠小学校の今後の推移と高校の施設利用について、所見をお伺いします。

教育委員会においても慎重に議論を重ねる

再答弁 教育長

校舎は、教室という特殊性



旧大成高校校舎

を持つています。先ほど、診療所への転用というお話もありましたが、レントゲン室、医療機器など整備に多額の経費が要することから、診療所を建設したほうが早いと、そういう議論で今まで2回説明をしました。

学校から学校への転用は、不可能ではありません。久遠小学校の先般の漏水による水道施設の修繕、さらにはボイラーの状態が懸念されます。そういういろいろなことを考

えながら、大成高校をどのよう
に転用するかによって、大
成区の公共施設の整備が図か

られるかということ、教育
委員会においても慎重に議論
をしたいと考えています。

環境保全条例の制定は

本多 浩 議員

ために必要な施策を、総合的
かつ計画的な推進を図ること
が義務づけられています。

環境の保全は一自治体、特
にせたま町のような小さな自
治体を実施しても、行政が立
ち入ることができない制限が
あり効果が上がらないという
問題もあります。町民の環
境保全意識を高め、町として
取り組みを明確にするために
も条例を制定することが重要
と考えます。町長の所信をお
伺いします。

クリーンな環境づくり に関する条例で対応

答弁 町長

町における自然環境の保全
と環境への負荷の軽減につい

ては、平成18年制定のせたま
町クリーンな環境づくりに関
する条例により、町民の健康
で快適な生活づくりを確保し、
豊かな自然を後世に引き継ぐ
ため、環境に対する必要な事
項を定め、各種取り組みが積
極的に行われています。

町内において砂利採取後の
地形環境が変化している地域
が存在しているのは事実です
が、北海道砂利採取計画の認
可に関する条例に基づき、適
正な砂利の採取と確実な埋め
戻しによる災害防止などが図
られることをもとに認可を行
い管理監督されています。

町における環境保全に対す
る取り組みは、既に制定され
ているせたま町クリーンな環
境づくりに関する条例により
実施しますが、地域の自然環
境や生活環境の保全を図るこ
とから、国や北海道が認可、
許可している事業行為に係る
諸条件に違反する行為等が認
められる場合は、情報提供を
いただきながら関係機関に対
し通報と改善要望などを行
います。

再質問

クリーンな環境づくりに関
する条例では、①現場への立
ち入り調査又は関係書類の検
査。②事業者及び占有者等に
対し、必要な指導及び勧告を
することができると規定さ
れていますが、道や国の監督
の下で事業を行う事業者や土
地の占有者にこの条例を適用
できますか。この条例以外で
どのような行政措置ができま
すか。

また、北海道自然環境保護
条例第8条「自然環境の保全
に当たっては、関係者の所有
権その他の財産権を尊重する
とともに、国土交通の保全そ
の他の公益との調整に留意し
なければならぬ」との条項
があります。町が条例を制定
するのであれば取り入れるこ
とは可能です。町ができるこ
とを条文化し、必要に応じ改
正すれば良いと考えます。私
は初めから条例の完成型にこ
だわりません。

環境破壊に関する情報提供
者に対し説明責任をどのよう
に図りますか。

監督官庁、事業者に 申し入れをする

答弁 町長

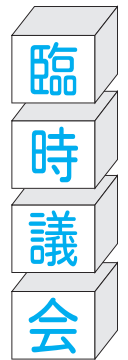
クリーンな環境づくりに関
する条例の措置に関し、砂利
採取については、砂利採取法
で許可を受けて行う行為であ
り、北海道自然環境等保全条
例の中でも適用除外となつて
おり、同条例で規制すること
はできません。



質問

豊かな自然と生活環境を
守っていくことは我々と我々
の子孫のために重要です。し
かし、無秩序な開発の名の下
に自然環境が破壊されつつあ
るのも事実であり、環境破壊
を防止することは地球規模で
の時代の要請でもあります。

このことを踏まえ、国は平
成5年に環境基本法を制定し
6月5日を環境の日とするこ
とも、地方公共団体も、国
の政策に準じた自然的・社会
的条件に応じた環境の保全の



当然、国、道以上の条例を町で制定することはできないこととなります。したがって、町はこれらに係る問題について、違反行為のあった場合、あるいはそのようなおそれがある場合は、クリーンな環境づくり条例で、それぞれ監督官庁並びに事業者申し入れをし、改善をしていただくこととなります。

当面、せたな町クリーンな環境づくりに関する条例で対応しますが、そういった内容もこれから十分に検討していかねければならないと受け止めました。町民の様々な意見を集約しながら研究します。通報者に対しては、当然、町から説明をします。

一般質問は、質問者本人、広報発行特別委員会委員が要約して掲載しています。誌面の都合から、1回の質問は、390字以内としています。

臨時議会は、1月から4回開催され、審議した議案はいずれも原案のとおり可決しました。

◆ 第1回 ◆

1月15日開会

◎20年度一般会計補正予算(第6号)

2593万5千円を増額し、予算額は89億9569万2千円となりました。

補正の主なものは、国民宿舍あわび山荘、温泉ホテルきたひやまの施設の指定管理料などです。

◎国民健康保険条例の一部改正

健康保険法施行令等の一部改正に伴い、出産育児一時金の額を引き上げるものです。

◆ 第2回 ◆

2月4日開会

◎20年度一般会計補正予算(第7号)

1949万7千円を増額し、予算額は90億1518万9千円となりました。

補正の主なものは、国の地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金を活用して行う、雇用創出のための町有林枝打ち事業のほか、久遠、玉川小学校の耐震診断事業などです。

◆ 第3回 ◆

2月18日開会

条例

◎地域活性化・生活対策基金

国の第2次補正予算に計上された、地域活性化・生活対策臨時交付金の交付額の3割を21年度に活用するため、基金を設置するものです。

◎大成いちご育苗施設条例を廃止する条例の制定

平成12年以降、苗の供給を停止しており、今後も施設を利用する見込みがないことから、施設を廃止するものです。

20年度補正予算

◎一般会計補正予算(第8号)

3億8916万3千円を増額し、予算額は94億435万2千円となりました。

補正の主なものは、国の第2次補正予算に計上された地域活性化・生活対策臨時交付金を活用して行う、70余りの事業追加が主なものです。

◎国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

625万8千円を増額し、予算額は16億7889万8千円となりました。

補正の主なものは、保険税の収納率向上対策の経費が主なものです。

◎簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)

720万円を増額し、予算額は3億1543万7千円と

なりました。補正の主なものは、若松地区浄水場の施設整備に要する経費です。

◎営農水道等事業特別会計補正予算(第2号)

640万円を増額し、予算額は2555万8千円となりました。

補正の主なものは、瀬棚営農水道施設の整備に要する経費です。※簡易水道、営農水道の施設整備についても、地域活性化・生活対策臨時交付金を活用しています。

◆ 第4回 ◆

3月31日開会

◎20年度一般会計補正予算(第12号)

7万5千円を増額し、予算額は95億7226万6千円となりました。

補正の主なものは、定額給付金、子育て応援特別手当事業など3件の繰越明許費の設定のほか、ふるさと応援寄附金の増額などです。